明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

号外　平成七年十二月八日

○第百三十四回国会　参議院会議録第十六号

平成七年十二月八日（金曜日）
　午前十時一分開議

――――――――――――――

○議事日程　第十七号
　平成七年十二月八日
　　午前十時開議
第一　宗教法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

――――――――――――――

○本日の会議に付した案件
　議事日程のとおり

――――――――――――――

○議長（齋藤十朗君）　これより会議を開きます。
　日程第一　宗教法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
　まず、委員長の報告を求めます。宗教法人等に関する特別委員長倉田寛之君。

――――――――――――――

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

――――――――――――――

〔倉田寛之君登壇、拍手〕

○倉田寛之君　ただいま議題となりました宗教法人法の一部を改正する法律案につきまして、宗教法人等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
　本法律案は、今日の宗教法人をめぐる社会状況及び宗教法人の実態の変化に適切に対応し、宗教法人制度の適正な運用を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。
　本法律案の主な内容は、
　第一に、他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とすること、
　第二に、事務所備えつけ書類に収支計算書等を加えるとともに、毎会計年度終了後四月以内に一定の事務所備えつけ書類の写しを所轄庁に提出しなければならないとすること、
　第三に、信者その他の利害関係人であって、事務所備えつけ書類を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、当該閲覧請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、これを閲覧させなければならないとすること、
　第四に、宗教法人審議会の委員数を十人以上二十人以内とすること、
　第五に、所轄庁は、宗教法人について、裁判所に対する解散命令の請求を行うべき事由等に該当する疑いがあると認めるときは、あらかじめ宗教法人審議会に諮問し、その意見を聞いた上で、業務等の管理運営に関する事項に関し報告を求め、または職員に質問させることができることとすること
などであります。
　本法律案は、去る十月十七日、国会に提出、十一月十三日に衆議院から送付され、同月二十二日に本会議において趣旨説明の聴取が行われました。
　委員会におきましては、村山総理大臣ほか関係大臣等に対し質疑を行うとともに、十二月四日には参考人からの意見を聴取し、同五日には宮城県及び広島県の両県に委員を派遣して地方公聴会を開催し、同六日には中央公聴会を開催いたしました。
　委員会における質疑の主な内容は、今回の宗教法人法改正の目的、宗教法人審議会の審議のあり方、憲法に定める信教の自由と政教分離の意義、宗教団体の政治活動のあり方とこれに関する政府の見解、所轄庁の変更と宗教法人に対する管理強化の可能性、事務所備えつけ書類の閲覧請求の意義及びこれを請求できる信者等の範囲とその判断主体、収支計算書を作成しないことができる小規模宗教法人の基準を法律に規定しない理由、備えつけ書類の所轄庁への提出の趣旨及びこれと国政調査権との関係、所轄庁の宗教法人に対する報告聴取及び質問権の内容と必要性、宗教法人に対する優遇税制のあり方と見直しの必要性、オウム真理教に係る犯罪捜査状況と同教団への破壊活動防止法の適用の適否、オウム真理教類似事件の再発防止策といわゆるカルト教団への対応策などの諸問題について広範多岐にわたって質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
　質疑を終局し、討論に入りましたところ、平成会を代表して荒木委員より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して久世委員より賛成、日本社会党・護憲民主連合を代表して渕上理事より賛成、日本共産党を代表して有働理事より賛成の意見が述べられました。
　討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
　なお、本法律案に対し、「宗教に関する制度改正、事務処理に当たっては、宗教団体の実情を十分に勘案し、関係者の意向に留意して適切に対処すること。」との附帯決議が付されております。
　以上、御報告申し上げます。（拍手）

――――――――――――――

○議長（齋藤十朗君）　本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。山下栄一君。

〔山下栄一君登壇、拍手〕

○山下栄一君　私は、平成会を代表し、政府提案の宗教法人法の一部改正案に対し、反対の討論を行います。
　反対討論に入る前に、特別委員会における与党の強権的な国会運営に関し、強く抗議するものであります。
　委員会審議のスタートである法案趣旨説明が、日程協議が整わないまま委員長の職権で行われました。実質審議が始まる前から、与党は特定の人物を名指しして衆議院で行えなかった参考人招致問題を持ち出しました。参考人招致は全会一致が

原則であるとの五十年にわたる本院のよき慣例を破り、強行採決しようとし、その目的を遂げるために、話し合いによる妥協の道を模索していた前委員長を事実上解任したと言われています。なりふり構わぬ与党の国会運営は、議会制民主主義の破壊であり、国権の最高機関としての国会の歴史に汚点を残すものと断ぜざるを得ません。

反対の理由の第一は、政府の言う改正目的があいまいであるということでございます。これは改正の動機が不純なため、改正の明確な目的を示せないということであります。

与党は、法改正はオウム対策であるとの印象を国民に与えてきました。しかし、宗教法人審議会では、オウム事件再発防止の議論は一切ありません。総理も国会答弁の中で、法改正はオウム対策ではないと断言しておられます。したがって、しばしば取り上げられる世論調査の大多数支持は、大半の人がオウム対策のための法改正と勘違いして賛成と答えた結果と考えられます。

オウム事件の再発防止のためには、宗教法人法だけではなく、警察法初め関係法令全般を見直し、事件に対する行政の対応の徹底的な検証を行うべきであります。党利党略で再発防止に役立たない宗教法人法改正のみを短兵急に行うのは、オウムの再発防止を願う国民への重大なる背信行為であると言わざるを得ません。

参議院の審議では、冒頭から特定の宗教団体への中傷ともいうべき質疑が続きました。憲法二十条の解釈を曲げようとしたり、さらには政教分離基本法の制定を画策する与党の動向を見ると、本改正案が選挙対策、特定宗教団体対策であることは明白です。オウムに便乗して法改正への国民の関心をあおり、みずからの政治的意図を実現しようとする政府・与党の姿勢には強い憤りを感じざるを得ません。

反対理由の第二は、改正の手続が拙速であるということであります。

改正案の基礎となった審議会の報告は、半数の委員が同意していないにもかかわらず一方的に審議が打ち切られ、行政の主導でまとめられたものです。審議会委員である力久隆積参考人は、審議会の運営について、政治日程に合わせて粛々ではなく拙速に進められたとその異常ぶりを述べられ、審議会報告の欺瞞性を訴えられております。文部大臣みずからが任命した審議会メンバーの約半数が、まとまったはずの報告の撤回を求め継続審議を要求するのは、前代未聞の不祥事と言うべきであります。

さらに、宗教界に慎重論、反対論が広がっております。先般も「宗教法人法改正問題についての声明」が発表されました。五十を超える宗教団体が賛同を寄せているその声明の中で、宗教団体への信頼回復のために、透明性、公共性に関し自主的な改革の努力を決意されております。また、アジア諸国を初め世界各国の識者も、今回の法改正は信教の自由を侵害し、不幸な歴史を繰り返すことにつながる危険な動きとして警鐘を鳴らしております。政府はどうしてこのような内外の声に耳を傾けないのでしょうか。

反対の理由の第三は、今回の改正が現行の信教の自由擁護法を国家による管理統制法へと根本的に変えてしまうことにあります。

所轄庁の変更は、宗教法人に書類提出義務を課し、所轄庁に質問権を与えることにより、国の統制権限を強化することになります。

書類の提出義務については、報告を出させることは所轄庁による指導へと結びついていきます。そのために、指導監督権限を強化する第二次、第三次改正に必然的に道を開くのではないかと危惧するものでございます。また、財務書類を通して信仰の対象と宗教活動を所轄庁が継続的に把握することは、宗教領域への不当な干渉です。さらに、国政調査権や情報公開条例と公務員の守秘義務に関して、開示の基準も明らかにされておりません。結局、行政の恣意的運用を許すことになるのです。

報告聴取・質問権についても、現行法が所轄庁の権限を認めるだけでその手段がないのは法の不備であると政府は説明します。しかし、信教の自由を重視する立場から、調査権はあえて与えなかったのが現行法の精神なのです。オウム教団に対しての解散請求は、現行法のもとで、捜査当局の協力で現実に行うことができたではありませんか。その他の所轄庁の権限についても、現行法の運用で適切に行使できるのであり、質問権を定める必要は全くありません。

一方で、「疑いがあると認めるときは」質問できるという抽象的な規定は極めて危険です。宗教法人審議会に諮るといっても、手続さえ踏めば審議会が反対をしても質問可能と内閣法制局長官は答弁しております。これでは何らの歯どめとなり得ません。

書類の閲覧請求権については、本来は宗教団体の自治にゆだねるべきであります。なぜなら、管理運営に関する事項であるといっても、教義や教団の伝統と密接にかかわっているからです。法律で一律に決めることは、自律権を侵害し、教団と信者の信頼関係を損なうことになります。

「信者その他の利害関係人」については、一義的には宗教法人が判断するというものの、訴訟になった場合に何が基準となるのかが示されておりません。そもそも利害関係人にまで書類の閲覧請求を認めることは他に例がありません。宗教法人がトラブルに巻き込まれることが大いに危惧されます。

小規模法人の定義も示されておりません。国会の立法権を無視すること甚だしく、不当であります。

以上、今回の法改正は、その目的、動機、手続、内容、すべてに憲法にかかわる問題があり、強く反対するものであります。

本日は、人権週間の真っただ中での国会審議であります。一九四八年十二月十日、第三回国連総会で世界人権宣言が採択されたことを記念して、十二月四日から十日までの一週間、人権週間として、人権意識向上のためのさまざまな取り組みが行われております。その真っ最中に、基本的人権の根幹たる信教の自由を脅かす宗教法人改正法案が採択されようとしております。

十九世紀ドイツを代表する法学者イエーリングは、次のように述べております。「国家の健康の尺度は、国民の人権感覚である。国民の力は、国民の権利感覚の力にほかならない」と。国会議員は、公務員として、憲法を尊重し擁護する義務を負っております。人権は、たとえ国会の多数決によっても侵してはなりません。日本の国が不健康に陥るのを食いとめるために、国民の代表者である私たちは、今こそ人権の擁護者としての使命に

目覚めなければならないと強く訴えて、私の反対討論を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）　関根則之君。

〔関根則之君登壇、拍手〕

○関根則之君　私は、自由民主党・自由国民会議、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけの三党を代表いたしまして、宗教法人法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行うものであります。

宗教は、人の心を安定させ、人の魂に安らぎを与えるものであり、人が生きていく上で欠くことのできないものであります。宗教法人法は、宗教活動を行う団体に対して法人格を与え、自由で自主的な活動をするための基礎を提供することを目的とする法律であります。

宗教法人法制定以来四十数年が経過し、経済の発展、都市化・情報化の進展など、社会の変化には著しいものがありました。そうした中で、一部の宗教法人とはいえ、霊感・霊視商法などの不祥事が発生しております。とりわけオウム真理教の事件につきましては、国民に強い恐怖感を与えるとともに、それが宗教法人を隠れみのとして行われたことについて社会に大きな衝撃を与えました。

多くの国民から、オウム事件を契機として、行政は一体何をしていたのかという宗教法人制度に対する不安や疑問の声が強く起こってきております。最近のどの世論調査を見ましても、常に八割以上の国民が宗教法人法の改正が必要だとしております。現行法に不備や不十分な点があるとすれば、その法律を改正し、国民の声にこたえるのが国会の責任であると考えます。

このたびの改正案は、信教の自由と政教分離の原則を基本としつつ、必要最小限度の改正を行おうとするものでありまして、いやしくも信教の自由を侵すようなものでないことは法律案の内容を見ていただければ明らかであります。

以下、法案に賛成する主な理由を申し述べます。

その第一は、複数の都道府県で活動を行う宗教法人の所轄庁を文部大臣に改めている点であります。

この改正は、特定の都道府県知事の権限はその都道府県の区域内にとどまるものであるという地方行政組織の大原則に従ったものでありまして、これまでそうでなかったのがむしろ不自然だったのであります。

賛成の理由の第二は、宗教法人の事務所に備えつける書類を見直し、その一部の写しを所轄庁に提出するという点であります。

そもそも、広く資金を集めて組織を運営する法人で財務書類を作成しないものなどほかに例があるでしょうか。法人格を付与され、税制上の特典を受ける以上、そこには当然、法的、社会的責任が生じるのであり、法人運営に必要な書類を整備することは至極当然なことであります。

これまで宗教法人の所轄庁は、認証をいたしました後はその宗教法人がどういう活動をしているのか知り得る手段を全く持たなかったのであります。

今回の改正で新たに提出を要求される収支計算書につきましては、収入が少ない法人の場合、当分の間、その作成、提出を免除することといたしております。規模が小さく事務処理能力も小さな法人に配慮した改正であり、妥当な内容であると考えます。

特別委員会の附帯決議にもありますように、法の執行に当たりましては、宗教団体の実情に即して無理のない運用をしていただきますよう切に要望するものであります。

賛成の理由の第三は、宗教法人の信者その他の利害関係人に財産目録等の閲覧請求権を認めることとした点であります。

宗教法人の教義や信仰内容に対しましては、国が介入すべきでないことは言うまでもありません。しかし、宗教法人の活動はすべて聖域であり、行政は一切関与してはならず、その宗教団体に任せておけばよいという考え方にくみすることはできません。法人の財務会計等世俗的な側面につきましては、民主的運営や透明性を高めるという社会一般のルールに従うことが必要であると考えます。

備えつけ書類の閲覧が認められる関係者は、正当な利益を有し、かつ不当な目的を有しない者に限定されております。信者であるかどうかの認定や閲覧に応ずるか否かの判断はその宗教法人に任されております。このことは法案審議の過程における政府答弁で明確にされているところであります。

賛成の理由の第四は、宗教法人に収益事業の停止命令や解散命令の請求に該当する疑いのあるときに、所轄庁に報告を求め、質問する権限を認めた点であります。

オウム真理教の事件におきましても、所轄庁である東京都は、解散命令の請求をするのに必要な資料を全く持っておらず、警察や検察当局の資料に頼らざるを得ませんでした。このような法律の欠陥を埋め、所轄庁がその責任を果たすことができるように改めることは当然のことだと考えます。

また、質問権の行使に際しましては、宗教法人審議会の意見を聞くこととするとともに、施設に立ち入る場合には法人関係者の同意を必要とすることなど、宗教法人に対して十分な配慮がなされているのであります。

以上四点にわたって、今回の改正はまことに妥当なものであります。

宗教法人等に関する特別委員会の審議におきましては、憲法二十条の解釈、政教分離原則の意味を初め、宗教と政治の関係のあり方といった根源的な問題に議論が集中するとともに、特定宗教法人の過激な選挙運動に対する批判、宗教法人に政治活動の自由が認められるにいたしましても、その自由にはおのずから限界があるのではないかといった問題、宗教法人に対する課税のあり方、さらにはカルト的な教団についての対策等、広範多岐にわたって議論が行われました。

特別委員会におきましては、中央、地方の公聴会の開催、参考人質疑が行われ、宗教法人関係者を含め広く一般国民から意見をちょうだいし、慎重な審議が行われました。

宗教法人に関しましては、認証基準を法定すべきではないかといった問題、課税のあり方等なお多くの問題が残されております。これらの問題について、特別委員会において引き続き検討が行われますことを期待いたしますとともに、今回おいで願えなかった参考人につきましても、特別委員会に御出席いただき御意見を拝聴することができ

ますよう強く要望しておく次第であります。

まことに、まことに惜しむらくは、特別委員会の審議の過程におきまして、本院議員及び新進党の衆議院議員が、多数を擁して委員長席を占拠したり、委員長及び理事を実力をもって五時間にわたり委員長室に監禁したり、さらには怒号をもって委員会審議を妨害するなど、こういう不祥事が発生したことであります。暴力をもって議会制民主主義を踏みにじる行為であり、良識と言論の府たる参議院の歴史に汚点を残したものでありまして、まことに遺憾であり、強く抗議するとともに、深く反省を求めるものであります。

終わりに、特別委員会において政府から約束されました政教分離の原則や宗教団体の政治活動の限界に対する統一見解が、新鮮な内容をもって速やかに提出されますことを期待いたしますとともに、改正法案の成立と速やかな施行が行われますことを希望いたしまして、賛成の討論を終わります。（拍手）

○**議長（斎藤十朗君）**　これにて討論は終局いたしました。

○**議長（斎藤十朗君）**　これより採決をいたします。

表決は記名投票をもって行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○**議長（斎藤十朗君）**　投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○**議長（斎藤十朗君）**　これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○**議長（斎藤十朗君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十一票
白色票　百七十二票
青色票　六十九票

よって、本案は可決されました。（拍手）

賛成者（白色票）氏名　百七十二名

阿部　正俊君　青木　幹雄君
井上　吉夫君　井上　孝君
井上　裕君　石井　道子君
石川　弘君　石渡　清元君
板垣　正君　岩井　國臣君
岩崎　純三君　岩永　浩美君
上杉　光弘君　上野　公成君
浦田　勝君　海老原義彦君
遠藤　要君　小野　清子君
尾辻　秀久君　大河原太一郎君
大木　浩君　大島　慶久君
大野　明君　太田　豊秋君
岡　利定君　岡野　裕君
岡部　三郎君　加藤　紀文君
狩野　安君　鹿熊　安正君
景山俊太郎君　笠原　潤一君
片山虎之助君　金田　勝年君
釜本　邦茂君　鎌田　要人君
亀谷　博昭君　河本　英典君
木宮　和彦君　北岡　秀二君
久世　公堯君　沓掛　哲男君
倉田　寛之君　河本　三郎君
鴻池　祥肇君　佐々木　満君
佐藤　静雄君　佐藤　泰三君
斎藤　文夫君　坂野　重信君
山東　昭子君　志村　哲良君
清水嘉与子君　清水　達雄君
塩崎　恭久君　下稲葉耕吉君
陣内　孝雄君　須藤良太郎君
鈴木　栄治君　鈴木　省吾君
鈴木　政二君　鈴木　貞敏君
世耕　政隆君　関根　則之君
高木　正明君　竹山　裕君
武見　敬三君　谷川　秀善君
坪井　一宇君　中島　眞人君
中曽根弘文君　中原　爽君
永田　良雄君　長峯　基君
楢崎　泰昌君　成瀬　守重君
西田　吉宏君　野沢　太三君
野間　赳君　野村　五男君
南野知惠子君　橋本　聖子君
馳　浩君　服部三男雄君
林　芳正君　林田悠紀夫君
平田　耕一君　二木　秀夫君
保坂　三蔵君　真島　一男君
真鍋　賢二君　前田　勲男君
松浦　功君　松浦　孝治君
松谷蒼一郎君　松村　龍二君
三浦　一水君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　宮澤　弘君
村上　正邦君　森山　眞弓君
矢野　哲朗君　山崎　正昭君
山本　一太君　依田　智治君
吉川　芳男君　吉村剛太郎君
青木　薪次君　赤桐　操君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
今井　澄君　及川　一夫君
大渕　絹子君　大脇　雅子君
梶原　敬義君　上山　和人君
萱野　茂君　菅野　壽君
久保　亘君　日下部禧代子君
栗原　君子君　齋藤　勁君
志苫　裕君　清水　澄子君
菅野　久光君　鈴木　和美君

瀬谷　英行君　竹村　泰子君
谷本　巍君　千葉　景子君
角田　義一君　照屋　寛徳君
渕上　貞雄君　前川　忠夫君
松前　達郎君　三重野栄子君
峰崎　直樹君　村沢　牧君
山口　哲夫君　山本　正和君
渡辺　四郎君　藁科　満治君
阿部　幸代君　有働　正治君
上田耕一郎君　緒方　靖夫君
笠井　亮君　聴濤　弘君
須藤美也子君　立木　洋君
西山登紀子君　橋本　敦君
筆坂　秀世君　山下　芳生君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
椎名　素夫君　末広真樹子君
田　英夫君　中尾　則幸君
小島　慶三君　武田邦太郎君
島袋　宗康君　西川　潔君
山田　俊昭君　奥村　展三君
堂本　暁子君　水野　誠一君
江本　孟紀君　田村　公平君

反対者（青色票）氏名　六十九名

足立　良平君　阿曽田　清君
荒木　清寛君　石井　一二君
石田　美栄君　泉　信也君
市川　一朗君　猪熊　重二君
今泉　昭君　岩瀬　良三君
魚住裕一郎君　牛嶋　正君
海野　義孝君　小川　勝也君
及川　順郎君　大久保直彦君
大森　礼子君　加藤　修一君
風間　昶君　片上　公人君
勝木　健司君　北澤　俊美君
釘宮　磐君　小林　元君
小山　峰男君　木暮　山人君
木庭健太郎君　白浜　一良君
菅川　健二君　鈴木　正孝君
田浦　直君　田村　秀昭君
高野　博師君　高橋　令則君
武田　節子君　都築　譲君
続　訓弘君　常田　享詳君
鶴岡　洋君　寺崎　昭久君
寺澤　芳男君　戸田　邦司君
友部　達夫君　直嶋　正行君
永野　茂門君　西川　玲子君
長谷川　清君　長谷川道郎君
畑　恵君　浜四津敏子君
林　久美子君　林　寛子君
平井　卓志君　平田　健二君
平野　貞夫君　広中和歌子君
星野　朋市君　益田　洋介君
水島　裕君　山崎　力君
山崎　順子君　山下　栄一君
山本　保君　吉田　之久君
和田　洋子君　渡辺　孝男君
本岡　昭次君　国井　正幸君
松尾　官平君

○議長（斎藤十朗君）　本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十二分散会

出席者は左のとおり。

議長　斎藤　十朗君

副議長　松尾　官平君

議員

荒木　清寛君　都築　譲君
小川　勝也君　山崎　力君
中尾　則幸君　高橋　令則君
市川　一朗君　小林　元君
高野　博師君　岩瀬　良三君
田　英夫君　魚住裕一郎君
長谷川道郎君　西川　玲子君
和田　洋子君　小山　峰男君
平田　健二君　菅川　健二君
田浦　直君　阿曽田　清君
大森　礼子君　畑　恵君
戸田　邦司君　渡辺　孝男君
今泉　昭君　水島　裕君
加藤　修一君　益田　洋介君
石田　美栄君　武田　節子君
泉　信也君　釘宮　磐君
北澤　俊美君　山下　栄一君
牛嶋　正君　続　訓弘君
浜四津敏子君　木庭健太郎君
寺崎　昭久君　白浜　一良君
勝木　健司君　星野　朋市君
田村　秀昭君　足立　良平君
寺澤　芳男君　広中和歌子君
林　寛子君　及川　順郎君
片上　公人君　平井　卓志君
石井　一二君　末広真樹子君
水野　誠一君　三浦　一水君
山本　一太君　椎名　素夫君
本岡　昭次君　奥村　展三君
堂本　暁子君　松村　龍二君
保坂　三蔵君　鈴木　正孝君
山本　保君　常田　享詳君
岩井　國臣君　海老原義彦君
景山俊太郎君　林　久美子君
友部　達夫君　海野　義孝君
阿部　正俊君　塩崎　恭久君
服部三男雄君　楢崎　泰昌君
山崎　順子君　平野　貞夫君
直嶋　正行君　宮崎　秀樹君
二木　秀夫君　陣内　孝雄君
鴻池　祥肇君　猪熊　重二君
風間　昶君　長谷川　清君
木暮　山人君　松浦　孝治君

野沢　太三君　永田　良雄君
鈴木　貞敏君　大久保直彦君
吉田　之久君　鶴岡　洋君
永野　茂門君　鈴木　省吾君
世耕　政隆君　大野　明君
坂野　重信君　加藤　紀文君
佐藤　静雄君　矢野　哲朗君
吉村剛太郎君　狩野　安君
橋本　聖子君　平田　耕一君
林　芳正君　馳　浩君
長峯　基君　中原　爽君
金田　勝年君　溝手　顕正君
笠原　潤一君　松谷蒼一郎君
太田　豊秋君　釜本　邦茂君
河本　三郎君　坪井　一宇君
鹿熊　安正君　鈴木　栄治君
西田　吉宏君　野間　赳君
清水　達雄君　河本　英典君
斎藤　文夫君　久世　公堯君
木宮　和彦君　山崎　正昭君
中曽根弘文君　石川　弘君
石渡　清元君　尾辻　秀久君
真鍋　賢二君　吉川　芳男君
岡野　裕君　下稲葉耕吉君
倉田　寛之君　上杉　光弘君
志村　哲良君　沓掛　哲男君
山東　昭子君　林田悠紀夫君
井上　裕君　岡部　三郎君
村上　正邦君　遠藤　要君
井上　吉夫君　佐々木　満君
岩崎　純三君　前田　勲男君
南野知恵子君　依田　智治君
岩永　浩美君　梶原　敬義君
中島　眞人君　谷川　秀善君
武見　敬三君　照屋　寛徳君
齋藤　勁君　朝日　俊弘君
亀谷　博昭君　北岡　秀二君
鈴木　政二君　伊藤　基隆君
菅野　茂君　岡　利定君
上野　公成君　佐藤　泰三君
関根　則之君　真島　一男君
大島　慶久君　大脇　雅子君
日下部禧代子君　片山虎之助君
鎌田　要人君　須藤良太郎君
清水嘉与子君　成瀬　守重君
野村　五男君　大渕　絹子君
渕上　貞雄君　小野　清子君
浦田　勝君　青木　幹雄君
石井　道子君　竹山　裕君
山本　正和君　松前　達郎君
井上　孝君　板垣　正君
大河原太一郎君　大木　浩君
高木　正明君　宮澤　弘君
松浦　功君　森山　眞弓君
菅野　久光君　上山　和人君
田村　公平君　国井　正幸君
西川　潔君　山下　芳生君
前川　忠夫君　江本　孟紀君
小島　慶三君　島袋　宗康君
笠井　亮君　栗原　君子君
今井　澄君　山田　俊昭君
阿部　幸代君　谷本　巍君
清水　澄子君　菅野　壽君
竹村　泰子君　武田邦太郎君
筆坂　秀世君　須藤美也子君
千葉　景子君　渡辺　四郎君
及川　一夫君　山口　哲夫君
西山登紀子君　緒方　靖夫君
吉川　春子君　峰崎　直樹君
藁科　滿治君　三重野栄子君
角田　義一君　村沢　牧君
有働　正治君　橋本　敦君
吉岡　吉典君　鈴木　和美君
赤桐　操君　志苫　裕君
青木　薪次君　久保　亘君
瀬谷　英行君　聴濤　弘君
立木　洋君　上田耕一郎君

国務大臣
文部大臣　島村　宜伸君

議長の報告事項

去る一日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任　補欠
武田　節子君　横尾　和伸君

宗教法人等に関する特別委員

辞任　補欠
太田　豊秋君　真鍋　賢二君
猪熊　重二君　平野　貞夫君
大森　礼子君　益田　洋介君
釘宮　磐君　海野　義孝君
都築　譲君　和田　洋子君
伊藤　基隆君　大脇　雅子君
阿部　幸代君　筆坂　秀世君
椎名　素夫君　本岡　昭次君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

接収刀剣類の処理に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的　宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

第一班　倉田　寛之　関根　則之
白浜　一良　渕上　貞雄
有働　正治　国井　正幸

第二班　上杉　光弘　松浦　功
釘宮　磐　齋藤　勁
阿部　幸代　中尾　則幸

一、派遣地

第一班　宮城県

第二班　広島県

一、期間　両班とも十二月五日　一日間

一、費用　概算四九二、三八〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成七年十二月一日

宗教法人等に関する特別委員長　倉田　寛之

参議院議長　斎藤　十朗殿

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称　宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

一、公聴会の問題　宗教法人法の一部を改正する法律案について

一、開会の日　平成七年十二月六日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。

平成七年十二月一日

宗教法人等に関する特別委員長　倉田　寛之

参議院議長　斎藤　十朗殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員吉川春子君外三名提出従軍慰安婦の個人補償と資料公開に関する質問に対する答弁書

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

接収刀剣類の処理に関する法律

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

辞任	補欠
国井　正幸君	武田邦太郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

宗教法人等に関する特別委員

辞任	補欠
真鍋　賢二君	岡部　三郎君
海野　義孝君	釘宮　磐君
平野　貞夫君	猪熊　重二君
益田　洋介君	大森　礼子君
筆坂　秀世君	橋本　敦君
本岡　昭次君	中尾　則幸君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

村山内閣の基本姿勢に関する再質問主意書（田英夫君提出）

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務大臣官房領事移住部長齋藤正樹君の第百三十四回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十四回国会政府委員に任命することを承認した。

外務大臣官房領事移住部長事務代理　小島　高明君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房領事移住部長事務代理小島高明君（同日議長承認）を、第百三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

辞任	補欠
本岡　昭次君	末広真樹子君
武田邦太郎君	国井　正幸君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

宗教法人等に関する特別委員

辞任	補欠
岡部　三郎君	北岡　秀二君
猪熊　重二君	益田　洋介君
直嶋　正行君	渡辺　孝男君
和田　洋子君	山本　保君
橋本　敦君	阿部　幸代君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを決算委員会に付託した。

平成四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第百二十九回国会提出）

平成四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第百二十九回国会提出）

平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第百二十九回国会提出）

平成五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百二十九回国会提出）

平成五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百二十九回国会提出）

平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百二十九回国会提出）

平成五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第百三十二回国会提出）

平成五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第百三十二回国会提出）
平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（第百三十二回国会提出）
平成六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第百三十二回国会提出）
平成六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第百三十二回国会提出）
平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第百三十二回国会提出）
平成四年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（第百二十九回国会提出）
平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（第百三十二回国会提出）

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員栗原君子君提出高圧送電線鉄塔問題等に関する質問（答弁することができる期限平成八年一月十日）

同日内閣から、障害者基本法第九条の規定に基づく平成六年度障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告を受領した。

一昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員
辞任　高野　博師君　補欠　山崎　力君

建設委員
辞任　山崎　力君　補欠　高野　博師君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

宗教法人等に関する特別委員
辞任　北岡　秀二君　補欠　太田　豊秋君
山本　保君　和田　洋子君
阿部　幸代君　吉川　春子君
中尾　則幸君　本岡　昭次君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員
辞任　益田　洋介君　補欠　小山　峰男君

昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員
辞任　山崎　力君　補欠　高野　博師君
清水　澄子君　照屋　寛徳君

労働委員
辞任　照屋　寛徳君　補欠　清水　澄子君

建設委員
辞任　高野　博師君　補欠　山崎　力君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

宗教法人等に関する特別委員
辞任　太田　豊秋君　補欠　岡部　三郎君
渡辺　孝男君　直嶋　正行君
吉川　春子君　橋本　敦君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員
辞任　小山　峰男君　補欠　益田　洋介君

同日委員長から次の報告書が提出された。

宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）審査報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
外務大臣官房領事移住部長事務代理	小島　高明	（解職）	平七・三・七

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省総合外交政策局長川島裕君及び外務省欧亜局長浦部和好君の第百三十四回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十四回国会政府委員に任命することを承認した。

外務大臣官房領事移住部長　齋藤　正樹君
外務省総合外交政策局長事務代理　山崎隆一郎君
外務省欧亜局長事務代理　西田　恒夫君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房領事移住部長齋藤正樹君外二名（同日議長承認）を、第百三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

審査報告書

宗教法人法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成七年十二月七日

宗教法人等に関する特別委員長　倉田　寛之

参議院議長　斎藤　十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、宗教法人をめぐる社会状況及び

宗教法人の実態の変化に対応し、宗教法人制度の適正な運用を図るため、他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とし、信者その他の利害関係人で正当な利益があると認められるものに備付け書類の閲覧を認め、宗教法人に対し備付け書類のうち一定の書類の写しを所轄庁に定期的に提出させることとするとともに、公益事業以外の事業が宗教法人の目的に反していること等の疑いがあると認めるときは、所轄庁が宗教法人から報告を求め、又はこれに質問することができることとする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

宗教に関する制度改正、事務処理に当たっては、宗教団体の実情を十分に勘案し、関係者の意向に留意して適切に対処すること。

右決議する。

宗教法人法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年十一月十三日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　斎藤　十朗殿

宗教法人法の一部を改正する法律案

宗教法人法の一部を改正する法律

宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「他の都道府県内にある宗教法人を包括する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人

二　前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であって同号に掲げる宗教法人を包括するもの

三　前二号に掲げるもののほか、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人

第二十五条の見出し中「及び備附」を「、備付け、閲覧及び提出」に改め、同条第一項中「及び」を「に財産目録を、」に、「、財産目録」を「財産目録及び収支計算書」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「貸借対照表又は収支計算書を作成している場合には、これらの書類」を「収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類

第二十五条に次の三項を加える。

3　宗教法人は、信者その他の利害関係人であって前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

4　宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に、第二項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

5　所轄庁は、前項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

第七十二条第一項中「十五人」を「二十人」に改める。

第七十八条の次に次の一条を加える。

（報告及び質問）

第七十八条の二　所轄庁は、宗教法人について次の各号の一に該当する疑いがあると認めるときは、この法律を施行するため必要な限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関し、当該宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に対し質問させることができる。この場合において、当該職員が質問するために当該宗教法人の施設に立ち入るときは、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者の同意を得なければならない。

一　当該宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六条第二項の規定に違反する事実があること。

二　第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証をした場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていること。

三　当該宗教法人について第八十一条第一項第一号から第四号までの一に該当する事由があること。

2　前項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聞かなければならない。

3　前項の場合においては、文部大臣は、報告を求め、又は当該職員に質問させる事項及び理由を宗教法人審議会に示して、その意見を聞かなければならない。

4　所轄庁は、第一項の規定により報告を求め、又は当該職員に質問させる場合には、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

5　第一項の規定により質問する当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に提示しなければならない。

6　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十九条第四項を次のように改める。

4　前条第二項の規定は、第一項の規定により事業の停止を命じようとする場合に準用する。

第八十条第五項中「前条第四項」を「第七十八条の二第二項」に改め、「第一項の」の下に「規定による認証の取消しをしようとする」を加える。

第八十八条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「第二十五条」を「第二十五条第一項若しくは第二項」に、「同条に」を「これらの規定に」に、「備附」を「備付け」に改め、同条中第九号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十　第七十八条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第八十八条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　第二十五条第四項の規定による書類の写しの提出を怠つたとき。

附則第二十三項から第二十五項までを次のように改める。

23　当分の間、宗教法人は、第六条第二項の規定による公益事業以外の事業を行わない場合であつて、その一会計年度の収入の額が寡少である額として文部大臣が定める額の範囲内にあるときは、第二十五条第一項の規定にかかわらず、当該会計年度に係る収支計算書を作成しないことができる。

24　前項に規定する額の範囲を定めようとする場合においては、文部大臣は、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。

25　附則第二十三項の場合において、宗教法人は、第二十五条第二項（第一号、第二号及び第四号から第六号までを除く。）の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる収支計算書を作成している場合に限り、これを宗教法人の事務所に備えなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十三項から第二十五項までの改正規定中附則第二十四項に係る部分及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（境内建物に関する届出）

2　改正前の宗教法人法（以下「旧法」という。）第五条及び宗教法人法附則第二十二項の規定による所轄庁（以下「旧法所轄庁」という。）が都道府県知事である宗教法人は、この法律の公布の日において他の都道府県内に境内建物を備えているときは、同日から起算して六月以内に、当該他の都道府県内の境内建物の名称、所在地及び面積を記載した書類（以下「境内建物関係書類」という。）を添えて、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。

3　前項の規定による届出をした宗教法人は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において滅失その他の事由により他の都道府県内に境内建物を備えないこととなったときは、施行日から起算して六月以内に、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。

4　旧法所轄庁が都道府県知事である宗教法人（附則第二項の規定による届出をした宗教法人を除く。）は、施行日において他の都道府県内に境内建物を備えているときは、施行日から起算して六月以内に、当該他の都道府県内の境内建物関係書類を添えて、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。

（収支計算書の作成等に関する経過措置）

5　改正後の宗教法人法（以下「新法」という。）第二十五条第一項の規定中収支計算書の作成に係る部分及び新法附則第二十三項の規定は、施行日以後に開始する宗教法人の会計年度（以下「施行日以後の会計年度」という。）に係る収支計算書の作成について適用する。

6　新法第二十五条第二項の規定中収支計算書の備付けに係る部分及び新法附則第二十五項の規定は、施行日以後の会計年度に係る収支計算書の備付けについて適用し、施行日前に開始した宗教法人の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

7　新法第二十五条第四項の規定は、施行日以後の会計年度に係る書類の写しの提出について適用する。

（所轄庁の処分等に関する経過措置）

8　旧法所轄庁がし、又は旧法所轄庁に対してされた旧法の規定による処分、手続その他の行為は、新法第五条及び宗教法人法附則第二十二項の規定による所轄庁（以下「新法所轄庁」という。）がし、又は新法所轄庁に対してされた新法の相当規定による処分、手続その他の行為とみなす。

9　旧法所轄庁が宗教法人法第十四条第四項（同法第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により交付した認証書及び認証した旨を付記した規則又は変更しようとする事項を示す書類は、新法所轄庁が宗教法人法第十四条第四項の規定により交付したものとみなす。

従軍慰安婦の個人補償と資料公開に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成七年十一月十三日

吉川　春子　西山登紀子
須藤美也子　阿部　幸代

参議院議長　斎藤　十朗殿

従軍慰安婦の個人補償と資料公開に関する質問主意書

吉川春子議員は従軍慰安婦問題に関する質疑を九二年四月一日予算委員会で行い、更に質問主意書を一九九二年十一月六日、九四年十二月八日に提出して政府の見解をただしてきた。この間政府は内外の世論やNGOの追及で従軍慰安婦問題に対する日本政府の関与や一部強制連行があったことなどようやく認めるに至った。しかし政府は侵略戦争責任を曖昧にし、個人補償、実態解明のための調査について依然消極姿勢に終始し国連や国際的なNGOからも強く批判されている。政府は今年六月「女性のためのアジア友好平和基金」事業構想を発表し、つづいて八月十五日各紙に広告を出し民間の著名な十九人の呼びかけ人が「女性のためのアジア平和国民基金」にたいし日本人の償いの気持ちを示すよう拠金を呼びかけ、村山総理も「ごあいさつ」で国民ひとりひとりに拠金を呼びかけた。そして年内に元「慰安婦」の方々に一時金を支払うという。この、国庫からは一円も支出されない慰安婦への個人補償は多くの批判を呼び起こしている。

これらの点について以下具体的に質問する。

一　世界女性会議の「行動綱領」と日本政府の責任

今年八月から九月にかけて国連第四回世界女性会議が開かれ、戦争や紛争下における女性への暴力が重要なテーマとなった。この会議で日本政府も合意し採択された「行動綱領」では、各国政府のとるべき行為について「戦争中に女性に対して犯されたあらゆる暴力行為、特に従軍慰安婦を意味する「組織的レイプ」及び「性奴隷化」にたいして「充分な調査に着手し、女性に対する戦争犯罪に責任のあるすべての犯罪者を訴追すると共に、被害女性に対して完全な補償を提供すること」とされている。

またNGOフォーラムにおいても女性への暴力に関して数え切れないほどのワークショップやパネル展示が行われた。日本軍「従軍慰安婦」をテーマにした「戦時下における女性に対する暴力に関する国際シンポジウム」が一千人を集め行われたほか、あわせて十六のワークショップ（日弁連新聞十一月一日二六二号）や数え切れないデモが行われた。

1　世界女性会議では「行動綱領」具体化のため政府のコミットメントが重要とされた。従軍慰安婦問題に関し「行動綱領」をどのように受けとめたのか政府の見解を問う。

2　左記に指摘したようにNGOフォーラムでも沢山のワークショップが開かれ、吉川議員の参加したいくつかのワークショップでも諸外国の人々からも日本政府の責任が厳しく追及された。にもかかわらず、帰国後の世界女性会議の報告会で政府代表が「従軍慰安婦についてはどの国も言及しなかった」等と述べているが、これは不正確であり不誠実な態度である。NGOフォーラムでの声は世界女性会議と関係がないとでも考えているのか。

3　行動綱領の中の「性奴隷化」とは従軍慰安婦問題を指している。しかもこのパラグラフについては事前に各国政府が合意していた。これを「行動綱領」は現在と将来の問題について述べているのであって過去の問題には触れていない」などとすることは、政府が自らの責任を逃れるための牽強附会の解釈である。「従軍慰安婦」であった方々は強い精神的肉体的打撃を受けたまま五十数年間打ち捨てられていた。彼女達は結婚も出来ず、今日では高齢で家族もなく健康もすぐれず病気、貧困に苦しんでいる。これはまさに今日的問題ではないのか。見解を問う。

二　「女性のためのアジア平和国民基金」による一時金支払について

旧日本軍による「従軍慰安婦問題」は、人道に対する許し難い罪である。戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用条約により人道に対する罪には時効がない。また国際人権規約では人権尊重は国の国際法上の責務とされ、国家とは別に個人が国連に告発する道も開かれている。国家間で協定が締結されている事を理由に人道上の犯罪の補償を回避する事は出来ない。国連が日本に旧日本軍「慰安婦」問題調査団を正式に派遣してきた事を見ても、今日解決を迫られている問題である事は明らかである。

にもかかわらず政府はいまだに元「従軍慰安婦」達の強い要求を無視し、サンフランシスコ条約、日韓協定、日比協定等によって決着済みとの態度に固執し、見舞金支払のための「女性のためのアジア平和国民基金」いわゆる民間基金を発足させた。この、国庫からは一円も支出しない一時金構想に対して、元「従軍慰安婦」や支援団体から強い反対の声が起きている。例えばハルモニ達を支える会は「日本が負うべき戦争責任の責務を民間の善意にすりかえ、国家の責任を不問にせんとする

巧妙なからくりは、被害者たちの名誉と尊厳を再び踏みにじるもの」として白紙撤回を要求(一九九四年十二月十一日)している。また九月十三日、「従軍慰安婦」被害者の会は「年老いて時間がない被害者救済のために何もしないより一歩前進だ」という考えを厳しく批判し、日本国家の公式謝罪と個人補償を回避するための「国民の償い」即ち「女性のためのアジア平和国民基金」事業をただちに止める事と日本政府が「人道に反する罪」である「戦争犯罪の国家責任」を国会決議で認め謝罪し、国際法にのっとって全ての被害者に補償することを求めている。更に九月十二日、「韓国挺身隊問題協議会」「元日本軍慰安婦韓国人生存者」「韓国女性団体連合」等は「日本政府は過去韓国と友好的な立場にあって私たちと連帯し運動してきた民間人たちを動員して・・民間募金を受け入れるよう説得し懐柔している。日本政府は民間募金による見舞金計画を、即刻中止し国際法による賠償の実施」と、慰安婦認定など民間募金調査団の韓国派遣の中止を求めている。フィリッピンや在日朝鮮人慰安婦問題に取り組む「戦後補償実現キャンペーン95」も「ごまかしの「女性のためのアジア平和国民基金」撤回」を求めている。このように肝心の当事者が政府のこの構想を厳しく批判し、白紙撤回や停止を求めあるいは受取を拒否している。

　政府は支払対象人数を八百人から二千人と考えているとの事だが、フィリッピンだけで六千人もの元「従軍慰安婦」が名のりを上げているとも伝えられている。旧日本軍「慰安婦」の数は数万人から二十万人と言われている。また、十月の段階で「民間基金」は「六千万円しか集まっていない」(外務省)とすれば政府の計画は破綻に近いのではないか。

　日本政府が侵略戦争を引き起こした結果、どれだけ多くの「従軍慰安婦」を生み出したのか徹底的に調査し、犠牲となった方々に政府が心から謝罪し、個人補償を行う事を要求する。

　これらの問題について以下具体的に質問する。

1　旧日本軍の「従軍慰安婦」は何人だったのか、また「慰安所」の数は、政府の直接経営、民間に行わせたもの各々何ケ所であったのか明らかにされたい。

2　「女性のためのアジア平和国民基金」いわゆる「民間基金」に対する当事者からの強い反対の声を政府はどう受けとめているのか。

3　政府は今年中に一時金の支払を行いたいとしているが、それは可能か。現在までに基金はいくら集まっているのか。その対象数を何人と予想しているか、また一時金は台湾の元日本人兵士に対する補償を念頭におくとしているが、一人当たり金額はいくらを予定しているのか。

4　一時金を払う条件として訴訟を取りやめる事、運動の矛を収める事などを働きかけている、または条件とし日本政府への個人補償を求める運動の切り崩しを図っている、との批判がある。政府は一時金支払のための調査団を韓国等に送っていると聞くが、一時金支払に向けてその他どんな調査を行っているのか明らかにされたい。

5　百パーセント民間の募金で一時金の支払を行うことは、政府が認めている道義的責任でさえ回避する事になると思われるが政府の見解を問う。

6　昨年十二月の吉川議員の質問主意書の答弁で政府は「サンフランシスコ平和条約、二国間の平和条約及びその他の関連する条約等に従って対応してきた。決着済みである。だから政府として個人補償を行う事は考えていない」としている。それでは具体的に聞くが、どんな条約ないし取り極めのどの条項を根拠に「決着済み」と言うのか、以下の国・地域別に明らかにされたい。

a　大韓民国　b　朝鮮民主主義人民共和国　c　中華人民共和国　d　フィリッピン　e　マレーシア　f　シンガポール　g　インドネシア　h　オーストラリア　i　香港　j　台湾　k　オランダ

7　決着が着いていない国・地域については今後どうするのか。

8　政府は「国家が請求権を放棄した場合国家として個人を支援できない。しかし個人の損害賠償請求権は消滅しない」事を国会答弁でたびたび認めている。個人の請求権を国家(この場合は「従軍慰安婦」の母国)が代わって放棄できない事は当然だ。個人がまさに補償の要求をしてきているのに何故応じないのか。

9　政府はこの問題について「決着済み」とした後に、「一部強制があった」事を認めた。彼女達は犯罪行為の被害者である。日本はその当時すでに批准していた、醜業おこなわしむる為の婦女売買禁止に関する条約にもとづく犯人処罰の責任を負っている。日本が締約国としての責任を果たさない場合は損害賠償責任が生じるのではないのか。

10　前回の質問主意書で指摘したが、法的責任及び補償責任についてオランダのハーグにある常設仲裁裁判所の判断を求める事を政府は何故拒否したのか。

三　政府資料の公開について

1　この問題について政府は徹底した真相究明の責任をどう果たそうとしているのか。

2　前回の質問でも指摘したように、「従軍慰安婦」の渡航、強制連行等に警察が関与していた事は明らかである。にもかかわらず警察関係の資料が皆無という事は絶対に納得できない。警察関係の他にも例えば「従軍慰安婦」の名簿など資料はまだ政府がたくさん保存しているものと思われる。内閣として従軍慰安婦問題に関する資料をまじめに探し調査する

事を要求する。各省に依頼したから後は各省まかせにするのではなく内閣の総力を上げて調べ、公開せよ。

3 警察関係の資料は前回の吉川議員の質問に対し「誠実に調査したが該当する資料はなかった」とだけ答弁した。どのように調べたかも記さず全く不誠実な答弁である。報道によると、自治省がビル建て直しのため民間ビルに引っ越しをするに当たり膨大な旧内務省関係資料がある事が判明した(九四年十一月六日)。積み上げると一万五千メートルもあるというこの資料の中には警察関係、台湾総督府、朝鮮総督府関係の貴重な資料もあると思われる。この資料を早急に調査して戦争中のものをはじめきちんと整理し公表するべきと考えるが政府の見解を問う。

4 防衛庁防衛研究所図書館所蔵の業務日誌、従軍日誌類を公開しないのは何故か。これらを整理、調査しプライバシー保護上やむを得ないものの他は早急に公開すべきと考えるが政府の見解を問う。

5 従軍慰安婦問題解決のためにも資料の整理、公開は緊急を要する。担当者をしかるべく配置して作業を行う考えはあるか見解を問う。

右質問する。

平成七年十二月一日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員吉川春子君外三名提出従軍慰安婦の個人補償と資料公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川春子君外三名提出従軍慰安婦の個人補償と資料公開に関する質問に対する答弁書

一の1について

第四回世界女性会議において採択された行動綱領においては、第Ⅳ章「重大問題領域の戦略目標及び行動」のE「女性と武力紛争」において、現代の武力紛争下における女性に対する暴力について論じられている。政府としては、本行動綱領における提案は、同第Ⅱ章「世界的枠組み」の第十一項にあるとおり冷戦終結後の内戦や地域紛争において今まさに女性の人権が侵害されている事態にかんがみ、これらの女性を救済するとともに、このような事態の再発を防止しようとするものであって、いわゆる従軍慰安婦問題を念頭においたものではないと理解している。

一の2について

世界女性会議において、NGOが非常に重要な役割を果たしてきたという点は、我が国を含め各国の共通した認識である。

また、我が国としても、野坂日本政府首席代表の同会議における演説の中でも強調されたとおり、政府とNGOのパートナーシップを重要視しており、代表団中にこれまで最多の四人のNGO代表を加えたことを始めとして、事前のNGOとの意見交換、会議中のNGOとの常設の意見交換会など各方面のNGOからの意見を拝聴することに可能な限りの努力を行ってきたところである。

なお、御指摘の報告会における発言は、政府間会合における行動綱領の審議過程において、いわゆる従軍慰安婦問題に関する発言を行った国はなかったという趣旨でなされたものである。

一の3について

政府としては、本行動綱領における提案は、同第Ⅱ章「世界的枠組み」の第十一項にあるとおり冷戦終結後の内戦や地域紛争において今まさに女性の人権が侵害されている事態にかんがみ、これらの女性を救済するとともに、このような事態の再発を防止しようとするものであって、御指摘の箇所も、いわゆる従軍慰安婦を念頭に置いたものではないと理解している。

二の1について

いわゆる従軍慰安婦問題について政府が行った調査では、これまで発見された資料に慰安婦の総数を示すものはなく、また、これを推認させるに足りる資料もないので、慰安婦総数を確定するのは困難である。しかし、長期に、かつ、広範な地域にわたって慰安所が設置されていたことから、数多くの慰安婦が存在したものと認められる。

また、慰安所についても同様に、その数を確定するに足りる資料は発見されていない。

二の2について

政府は、「女性のためのアジア平和国民基金」が所期の目的を達成できるよう最大限の協力を行っているところであり、同基金の意義について元従軍慰安婦の方々や関係者の方々の御理解を得られるよう、引き続き努力してまいりたい。

二の3について

「女性のためのアジア平和国民基金」は、元従軍慰安婦の方々へ国民的な償いを表すための事業等を行うことにしており、現在、同基金でその具体的内容、実施時期及び対象等について検討中であると承知している。

なお、平成七年十一月十日までに同基金に寄せられた寄附金の合計額は約六千三百五十四万円であると承知している。

二の4について

政府として御指摘のような調査団の派遣その他の調査を行っているとの事実はない。

なお、「女性のためのアジア平和国民基金」においては、元従軍慰安婦の方々や関係者の方々との対話を行うためのチームを関係する国又は

地域に派遣することを検討していると承知している。

二の5について

政府は、「女性のためのアジア平和国民基金」が所期の目的を達成できるよう最大限の協力を行っているほか、同基金がその事業を実施する折、改めて、元従軍慰安婦の方々に、国として の率直な反省とお詫びの気持ちを表明する予定である。

二の6について

平成六年十二月二十二日の参議院議員吉川春子君提出元従軍慰安婦への個人補償等に関する質問に対する答弁書の「二について」において、政府は「いわゆる従軍慰安婦の問題を含め先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、我が国としては、サン・フランシスコ平和条約、二国間の平和条約及びその他の関連する条約等に従って誠実に対応してきたところであり、政府として元従軍慰安婦に対して個人補償を行うことは考えていない」と答弁しており、同答弁書においては、「決着済み」との表現は用いていない。

二の7について

政府によるこれまでの調査の結果、いわゆる従軍慰安婦の出身地として確認できた国又は地域であって、かつ、我が国との間で日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号。以下「サン・フランシスコ平和条約」という。）第四条（a）の定める「特別取極」の締結が予定されていたが、これがなされていない地域としては北朝鮮及び台湾があるが、我が国と北朝鮮との間の財産及び請求権の問題については、日朝国交正常化交渉において協議していくこととなる。また、我が国と台湾との間の財産及び請求権の問題については、我が国と台湾の施政当局との間の特別取極による処理が実現に至らない状況で日中国交正常化が実現した結果、台湾の施政当局との間でかかる処理を行うことができなくなった。

二の8について

いわゆる従軍慰安婦の問題を含め先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、我が国としては、サン・フランシスコ平和条約、二国間の平和条約及びその他の関連する条約等に従って誠実に対応してきたところであり、政府として元慰安婦に対して個人補償を行うことは考えていない。

二の9について

「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」（大正十四年条約第十八号）は、明治四十三年五月四日にパリで作成され、我が国は大正十四年十月二十一日に締結したものであるが、本条約上の義務の履行については、締結時より我が国の刑法（明治四十年法律第四十五号）により担保されていたものである。

二の10について

いわゆる従軍慰安婦の問題を含め先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、我が国としては、サン・フランシスコ平和条約、二国間の平和条約及びその他の関連する条約等に従って誠実に対応してきたところである。

他方、この問題については、我が国として歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、関係諸国等との相互理解の一層の増進に努めることが、我が国のお詫びと反省の気持ちを表すことになると考えており、このような気持ちを踏まえて、平和友好交流計画を発足させた。

さらに、呼びかけ人の方々の呼びかけにより、「女性のためのアジア平和国民基金」が発足し、同基金は、国民と政府の協力のもとに、元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを表す事業や、女性の名誉と尊厳に係る事業等を行うこととしていると承知している。

我が国としては、以上の取組により、いわゆる従軍慰安婦の問題に対応することとしており、本件問題の解決につき、常設仲裁裁判所の仲裁裁判に委ねるようなことは考えていない。

三の1について

いわゆる従軍慰安婦問題の調査については、政府としては、これまで、平成四年七月と平成五年八月の二度にわたり、その結果を公表した。

特に、平成五年八月の調査結果発表に当たっては、調査対象を米国国立公文書館等国外にも広げるなど広範囲にわたり関係資料の調査を行った。また、元軍人や元慰安所経営者等関係者の人たちからも幅広く聞き取り調査を行うとともに、韓国において元従軍慰安婦の方々から当時の事情を聴取した。さらに、台湾、フィリピンについてもそれぞれの関係団体が行った事情聴取の記録を渉猟した。

このように、平成五年八月の調査結果発表は、政府として全力を挙げて誠実に調査した結果を全体的に取りまとめたものであり、一つの区切りをなすものであるが、事柄の性質上、その後も新しい資料が発見される可能性はあり、引き続き十分な関心を払ってきている。

三の2について

いわゆる従軍慰安婦問題については、政府としては、これまで警察庁も含め関係省庁において誠実に調査を行い、平成四年七月と平成五年八月の二度にわたり、その調査結果を公表した。

警察庁においては、内閣官房からいわゆる従軍慰安婦に関係すると思われる資料の有無について調査を求められたことを受け、関係資料について誠実に調査したが、該当する資料はなかった。

平成五年八月の調査結果発表は、政府として全力を挙げて誠実に調査した結果を全体的に取りまとめたものであり、ひとつの区切りをなすものであるが、事柄の性質上、その後も新しい資料が発見される可能性はあり、引き続き十分な関心を払ってきている。

三の3について

いわゆる従軍慰安婦問題については、政府としては、これまで警察庁、外務省も含め関係省庁において誠実に調査を行った。

警察庁においては、平成三年十二月、内閣官房からいわゆる従軍慰安婦に関係すると思われる資料の有無について調査を求められたことを受け、警察庁本庁、各附属機関、各地方機関及び全国の都道府県警察において関係資料について誠実に調査したが、該当する資料はなかった。その後も、鋭意調査を続けてきたところであるが、発見に至っていない。

平成五年八月の調査結果発表は、政府として全力を挙げて誠実に調査した結果を全体的に取りまとめたものであり、ひとつの区切りをなすものであるが、事柄の性質上、その後も新しい資料が発見される可能性はあり、引き続き十分な関心を払ってきている。

三の4について

防衛研究所が保存している戦史に関する資料については、プライバシーに配慮した上で原則として公開しているところである。

三の5について

本問題に関しこれまでに発見された公文書等については、関係する省庁等においてそれぞれの方法で保存し、プライバシーに配慮した上で原則として公開しているほか、内閣官房において、これらの写しを一括して整理し、プライバシーに配慮した上で、一般に公開している。

したがって、御指摘のような担当者を改めて配置することは考えていない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五　東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部　一〇三円
（税　三円を含む）
（配送料別）